

## 丘の公園の管理運営業務の内容及び基準の概要

### ■ (P3) 第1 運営管理業務 (集客及びサービス向上に関する事項)

#### 1 施設の運営に係る集客事業の企画

指定管理者は、次の事項を基に利用者の増加を図るとともに、施設の運営に係る集客事業の企画提案を行うこと。

- (1) ホームページ・SNSでの情報発信等、広報活動の計画的な実施
- (2) 地域の宿泊施設や団体、関係機関等との連携
- (3) 年間を通した施設の設備、機能の活用
- (4) 以下の点について、収益増加を実現可能とする事業計画を提案してください。
  - ①旧テニスコート (令和5年3月末で廃止)
    - ・テニスコート以外の他の収益事業へ転用
    - ・既存フェンス等の撤去が必要な場合、撤去費は企業局が負担する予定
  - ②パターゴルフ場 (令和5年3月末で一部廃止)
    - ・旧八ヶ岳コースの形状変更を伴わず現状のまま利活用し、パターゴルフ場以外の他の収益事業へ転用
  - ③アクアリゾート清里
    - ・旧屋内プール (令和5年3月末で廃止) の形状変更を伴わず現状のまま利活用し、プール以外の他の収益事業へ転用
  - ④無料開放施設
    - ・利用者増加の実現
    - ・丘の公園全体の利用者増加と収益を生み出す仕組みの構築

なお、無料開放施設は、地域の観光振興及び県民福祉の増進のため、自由な利用に供するものであり、管理運営にあたり、利用者に対しては、他の利用者の安全又は施設の正常な利用に支障を及ぼす行為及び芝生広場における収益的事業は行わないよう指導等を行うこと。指定管理者自身も、芝生広場で収益的事業を行うことはできない。

また、芝生広場においては、イベントの開催など、長期間又は広範囲に渡って施設を利用する行為は事前の調整等を要する専用利用となるため、指定管理者は、添付資料②「無料開放施設のイベント等の承認基準について」に基づき指導及び調整を行うこと。この際、駐車可能台数の制約、関係法令の遵守及び適切な安全管理等に留意すること

■ (P4) 第1 運営管理業務 (集客及びサービス向上に関する事項)

3 企業局の求めるサービス水準

企業局は、次の目標指標について期待される施策効果が十分生じているかモニタリングを通じて評価検証を行うこととする。必要に応じて目標指標及び目標値の見直しを行うこととする。

- (1) 年間利用者数 (目標値：前年度実績 (人))
- (2) 年間稼働率 (目標値：前年度実績 (人/日))
- (3) 運営経費の収支比率 (目標値：100%)
- (4) 利用者アンケートにおける施設全般の満足度割合 (目標値：99%)

■ (P5) 第1 運営管理業務 (運営管理に伴い特に配慮すべき事項)

3 その他

- (3) ゴルフ場のコース管理においては、客土が薄く散水設備に脆弱性があるため乾燥害を受けやすいとの報告を受けていますので、散水や播種などのコースメンテナンスに十分注意を要します
- (4) 管理運営にあたり、募集要項添付資料2「主な設備等・備品一覧表」に記載されていない備品 (ゴルフ場管理機器、乗用カート、厨房機器等) については、必要に応じて指定管理者が準備すること